

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 31 年 1 月 7 日

長野県立歴史館長 笹 本 正 治

- 1 入札の目的 建設工事の請負契約
- 2 工 事 名 県立歴史館プレハブ倉庫撤去・駐車場整備工事
- 3 工事箇所名 千曲市大字屋代
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者あることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 舗装工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 長野地域振興局管内に本店を有する者であること。
 - ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - エ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - オ 有効な経営事項審査を有している者であること。
 - カ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 工事完成期限 平成 31 年 3 月 26 日まで
- 6 前 金 払
原則として、1 件の契約額が、100 万円以上の工事について、契約金額の 4 割の範囲内で前金払をします。
- 7 部 分 払
原則として、1 件の契約額が 50 万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。
- 8 関係図書等の縦覧期間及び場所等
建設工事請負契約書（案）、設計図書（設計書（工事費内訳書（金抜き））、関係図面）、入札心得を平成 31 年 1 月 8 日（火）から平成 31 年 1 月 17 日（木）までの 1 月 15 日（火）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。

千曲市大字屋代 260-6
長野県立歴史館管理部
電話 026 (274) 2000

9 入札の手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成31年1月18日(金) 午後1時30分
イ 場所 長野県立歴史館 会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 低入札価格調査制度の適用
低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

10 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、規則第127条各号の一に該当するときはこれを納めないことができます。
なお、落札者が契約を締結しないときは、納付させないとした金額に相当する金額を徴収することとします。

11 入札の無効

次の各号に一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 規則第129条各号に該当する入札書
- (2) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

12 契約書作成の要否 必要とします。

13 落札者の決定方法

予定価格の制限内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください

14 詳細は入札心得によります。

15 その他

- (1) 設計図書に関する質問は、平成31年1月8日(火)から平成31年1月11日(金)午後5時までにFAX又は電子メールで下記あてに送信してください。質問があった場合の回答は、1月16日(水)までに入札参加資格を有する縦覧者に電子メール等で行うこととします。
千曲市大字屋代260-6 長野県立歴史館 管理部
FAX: 026-274-3996 E-mail: rekishikan@pref.nagano.lg.jp
- (2) 現場確認を必要とする場合は、事前に管理部へ連絡してください。